○中国地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十五日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十五早島大砂線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岡山県都窪郡早島町早島字丁田、字池ノ下、字立岩、字中ノ坪、字佃、字水田、字畑岡、字二本松、字尾越及び字大沢並びに岡山県倉敷市鳥羽字金才地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新居浜市船木字長野二一二〇番一から同市萩生字本郷四五二番二まで	A	九・二〇～四一・三〇（メートル）	七・〇七二（キロメートル）	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E・F・G	二六・三〇～九三・〇〇	四・六〇〇	
	A	九・二〇～四一・三〇	七・〇七二	
	後 B・C・D・E・F・G・H	二六・三〇～九三・〇〇	四・八一八	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号	香美市土佐山田町繁藤字田ノ上四一九番四地内	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十五日

○九州地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸島市二丈深江字松原添一〇五七番一から同市二丈深江字古寺九四五番一まで	前	一〇〇・九〇～一一一・六〇（メートル）	〇〇・〇二一（キロメートル）
	後	一〇〇・九〇～一三・九〇	〇〇・〇二一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
霧島市福山町福山字二間瀬三八五〇番二から同市福山町福山字二間瀬三八七〇番七まで	前	一二・八〇～三〇・〇五（メートル）	〇〇・一四七（キロメートル）
	後	一〇〇・一〇〇～三四・五〇	〇〇・一四七

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宇佐市大字橋津字保久曽四七二番一から同市大字和気字千足一〇〇六番二まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
〃	宇佐市大字和気字花殿一〇三〇番一から同市大字和気字入江一〇三七番一まで	〃
〃	宇佐市大字和気字入江一〇三七番一から同市大字和気字金田八一二番一まで	〃
〃	臼杵市野津町大字宮原字立中三六七六番一から同市野津町大字野津市字北町一二二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所
二百二号	糸島市荻浦字五反間五七五番一〇から同市荻浦字四反田五五六番二五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
〃	糸島市二丈深江字松原添一〇五七番一から同市二丈深江字柳川二〇四六番二まで	〃
二百十号	由布市挾間町下市字尻細二七六番一から同市挾間町鬼崎字鶴ノ上四二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
二百二十号	霧島市福山町福山字二間瀬三八五〇番二から同市福山町福山字田尻三九九三番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十五日